

## 津久井地域における汚水処理方法の見直しについて

### 1 趣旨

本市ではこれまで、県民の水がめである相模湖及び津久井湖のアオコの異常発生を抑制し、良質な水の安定的確保を図るため、神奈川県が平成17年11月に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を踏まえ、アオコの発生原因となるリンや窒素の流入抑制のため、公共下水道及び高度処理型浄化槽の整備による汚水処理を進めてきました。

このような中、現在においては相模湖等におけるアオコの異常発生が抑制されていることや相模湖等に流入するリンが自然由来であることが判明したことを踏まえ、神奈川県において、本年1月に当該大綱に代わる「かながわ水源環境保全・再生基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、相模湖等へのリン等の流入抑制から一般家庭における生活雑排水処理対策へと施策を転換することとされました。

こうしたことから、基本計画を踏まえ、津久井地域における汚水処理方法の見直しを行うものです。

### 2 津久井地域における汚水処理方法の見直し

#### （1）浄化槽施策の見直し

ア ダム集水域においては、本市による高度処理型浄化槽の新規設置を行わないこととします。ただし、これまで本市が設置等をしてきた高度処理型浄化槽については、引き続き、本市が維持管理を行うこととします。

イ 浄化槽施策を見直す区域は、津久井地域のうち公共下水道区域（整備予定区域を含む。）及び農業集落排水区域を除く地域とします。

また、個人が設置している単独処理浄化槽等について、生活雑排水の処理も行う合併処理浄化槽への転換を促すため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽に転換する一般家庭を対象に、国や神奈川県の補助制度に加え、本市独自の補助制度を設けることとします。

#### （2）公共下水道区域の見直し

ア 公共下水道の整備事業が未着手となっている公共下水道区域の一部（緑区小原、寸沢嵐、根小屋、川尻、広田、小倉及び葉山島）について、市が

設置等を行う合併処理浄化槽による汚水処理を行う区域に変更します(受益者が建設費の一部を負担)。これに伴い、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽に転換する当該区域内の一般家庭を対象に、市が合併処理浄化槽の設置を行うこととします。

イ アの区域において、個人が設置した合併処理浄化槽のうち、適切な維持管理を行っているなど、一定の条件を満たすものについては、本市が寄附を受け入れ、維持管理を行うことも可能とします。

### 3 改正を予定している条例

- (1) 相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第14号)
- (2) 相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年相模原市条例第91号)

### 4 今後のスケジュール

令和8年7月 1日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
7月31日まで	
8月	市議会9月定例会議に改正条例案を提出
令和9年4月 1日	改正条例の施行